

米州(アメリカ州)の法制度の総括

遠藤 誠¹

I はじめに

筆者は、これまで、米州（アメリカ州）のそれぞれの国・地域（以下「国」と総称する場合がある）の法制度の概要を紹介してきたが、本稿では、米州の法制度を全体的に「総括」し、若干のコメントを述べてみたいと思う。

米州各国・地域の法制度は、先住民社会において存在した規範・慣習法等の上に、1498年の新大陸の「発見」以降、スペイン、フランス、英国等の欧州諸国の植民地政策や法制度の影響を受けながら発展してきた。米州各国・地域の法制度は、欧州諸国や日本等とは異なる特徴的な内容を含んでいることも少なくないため、米州各国・地域の法制度を研究する意義は大きいと思われる。

II 米州各国・地域の法制度の分類

米州各国・地域の法制度は、大きく分けて、①大陸法系の国・地域、②英米法系の国・地域に分けることができる。

①大陸法系の国・地域としては、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア、エクアドル、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、ドミニカ共和国、ハイチ、トリニダード・トバゴ、スリナム、ベネズエラ等がある。キューバも大陸法系に属するが、社会主義法系として、別の分類とすることもできる。

②英米法系の国・地域としては、米国、カナダ、ベリーズ、ジャマイカ、バハマ、バルバドス、ガイアナ、ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ、プエルトリコ等がある。

大陸法系か英米法系かという分類は、成文法を法体系の中心におくか、それとも判例法を法体系の中心におくかという違いの他に、さまざまな違いを含む。とくに米州各国・地域についてみると、例えば、統治機構の行政府について、次のような違いが見受けられる。

①大陸法系の国の多くは、大統領制を採用し、強大な権限を大統領に与えている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

②英米法系の国・地域の多くは、英国の議院内閣制を範とするウェストミンスター・システムを採用している（大統領制を採る米国は、例外的である）。そして、行政権は国家元首たる英国女王に帰属するものの、女王の地位は儀礼的・象徴的なものであり、実権はほとんど無い。総督（Governor-General）が、女王の代理人として、権限を行使する。

Ⅲ 米州で比較的多くの国・地域にみられる特徴的な制度・運用

1 頻繁な憲法改正と、大部かつ詳細な憲法

米州では、頻繁に憲法改正を行い、また、大部かつ詳細な憲法を有する国・地域が多い。理由としては、相次ぐ政変により憲法改正の必要性が生じたこと、多くの利益集団・社会集団の要望を憲法の条文として取り入れる必要性があったこと等、さまざまなものが考えられるが、各国・地域及び各時代で理由は異なるため、個別に検討する必要がある。

（1）ブラジルでは、1964年3月31日に軍のクーデターによる軍事政権が成立し、その後21年間にわたり軍政が続いた。クーデターによる軍政を正当化するために、1967年ブラジル憲法及び1969年ブラジル連邦共和国憲法が制定・改正された。その後、1985年の大統領選挙で文民候補ネヴェス氏が大統領に選出されたことにより、軍政から民政への移行が実現した。1986年の国会議員選挙で選出された上下両院議員により構成された憲法制定会議が召集され、新憲法の制定に向けた作業が進んだ。そして、1988年10月5日、新しいブラジル連邦共和国憲法が公布・施行された²。この1988年連邦憲法は、本文が250か条、経過規定が98か条、合計で348か条からなる大部な憲法である。また、各条文も詳細な規定となっている。憲法が大部かつ詳細な規定ぶりとなった理由としては、①憲法の包括的な規定が、実務上、プログラム規定と解されることが多く、そのことに対する警戒から、詳細な権利保障が規定されたこと、及び②1988年連邦憲法の制定過程において、教会、労働組合、企業家連合、職業団体、市民団体等のさまざまな利益を代表する社会集団がその利益・意見を反映させるために、合計122件の「人民修正案」を提出したことが指摘されている³。

（2）メキシコ憲法は、世界一改正が多い憲法であるといわれている。即ち、1917年に制定されたメキシコ憲法は2007年までに175回の改正が行われ、改正された条項は457か条にのぼる⁴。このように、メキシコ憲法は、従来、頻繁かつ大量に改正が行われてきたわけであるが、その原因は、従来、制度的革命党が国政レベルでも地方レベルでも圧倒的

² 山口和秀著「ブラジル連邦共和国」（阿部照哉＝畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』（有信堂高文社、2009年）所収）348～349頁。

³ 山口・前掲書349～350頁。

⁴ 西修著『現代世界の憲法動向』（成文堂、2011年）107頁。

数派として政治を支配していたためであって、そのような支配が崩れた現在では、憲法改正はそれ程容易ではなくなったとの指摘がある⁵。現在のメキシコ憲法は、全 136 か条からなる（暫時的法条を除く）が、その中には、27 条や 123 条のように、非常に長い条文も含まれており、日本国憲法と比べると、条文の規定ぶりがかなり異なるといえる。

（3）エクアドルの現行憲法は、2008 年 10 月 20 日に施行されたものが基本となっており、全 444 か条からなる（経過規定等を除く）。エクアドル憲法には、日本国憲法と比べて、条文数が多いだけでなく、内容的にもかなり特異な規定を数多く含んでいる。例えば、国の各種政策、即ち、食料政策（281 条）、経済政策（284 条）、財政政策（285 条～299 条）、租税政策（300 条）、為替政策（302 条）、商業政策（304 条）、環境政策（313 条～318 条）等に関する詳細かつ具体的な規定が多数置かれている。

（4）現行のコロンビア憲法は、1991 年に制定されたものであり、1991 年 7 月 4 日に公布された。この憲法は、1886 年憲法に取って代わるものであり、1830 年以降のコロンビアにおける 9 つ目の憲法である。現在のコロンビア憲法は、全 380 か条からなる（経過規定等を除く）。

（5）ウルグアイ憲法は、1967 年 2 月 15 日に施行された。その後、1989 年、1994 年、1996 年、2004 年に改正された⁶。この 2004 年に改正された憲法が、現行憲法である。ウルグアイ憲法は、全 332 か条からなる（経過規定を除く）。

（6）パラグアイの憲法は、過去に、1844 年、1870 年、1940 年、1967 年及び 1992 年に制定された。この最後の 1992 年に制定された憲法が、現行憲法である。現行のパラグアイ憲法は、全 291 か条からなる（経過規定を除く）。

（7）パナマ憲法は、1972 年 10 月 11 日に公布・施行され、その後は、1978 年、1983 年、1993 年、1994 年、2004 年に改正された。現行のパナマ憲法は、全 327 条から構成される。

（8）コスタリカの憲法は、1949 年 11 月 7 日に採択され、1949 年 11 月 8 日に施行されたが、その後、100 回以上の改正が行われている。コスタリカの現行憲法は、全 197 条から構成される。

（9）ニカラグアの現行憲法は、1986 年 11 月 19 日に採択され、1987 年 1 月 9 日に施行

⁵ 『メキシコ合衆国憲法概要』（参議院憲法調査会事務局、2003 年）32 頁。

⁶ なお、軍政時代である 1980 年にも憲法改正が行われようとしたが、国民投票により否決された。

されたが、その後、1990年、1995年、2000年、2004年、2005年、2007年、2014年にも改正が行われている。ニカラグアの現行憲法は、全 202 条から構成される。

(10) ホンジュラスの現行憲法は、1982年1月11日に採択され、同年1月20日に公布されたが、その後、1984年、1986年、1987年、1988年、1990年、1991年、1995年、1996年、1998年、1999年、2000年、2001年、2002年、2003年、2004年、2005年というように、毎年のように憲法改正が行われている。ホンジュラスの現行憲法は、全 379 条から構成される。

(11) ドミニカ共和国には、1844年の独立以来、39の憲法が存在してきた。このように多数の憲法が存在したのは、憲法改正が行われる度に、新たな憲法が公布されたためである。全 277 条から構成されるドミニカ共和国の現行憲法は、2015年6月13日に公布されたものである。

(12) ガイアナの憲法は、1980年2月20日に採択され、1980年10月6日に施行された。その後、1984年、1988年、1990年、1991年、1992年、1993年、1995年、2000年、2001年、2003年、2004年、2006年、2007年、2009年、2015年、2016年というように、頻繁に憲法改正が行われてきた。ガイアナの現行憲法は、全 232 条から構成される。社会主義を宣言するガイアナの現行憲法は、現在、憲法改正委員会において、新たな憲法の制定に向けた検討が行われている。

(13) キューバは、1976年に、ソ連の1936年スターリン憲法を範とする憲法を制定した。この1976年憲法に対しては、1978年、1992年、2002年に一部改正が行われ、さらに2019年に全面的に改正された。2019年4月10日に公布・施行された現行のキューバ憲法は、全 229 条からなる（特別規定、経過規定及び最終規定を除く）。

2 大統領の再選・三選の禁止

米州の大陸法系の国の多くは、大統領制を採用し、強大な権限を大統領に与えている。しかし、その一方で、強大な権限を持つ大統領による支配体制が長期間継続することにより、独裁・強権政治・腐敗等のさまざまな弊害が生じてくる可能性が高い。そこで、米州で大統領制を採用している国の中には、憲法で大統領の再選又や三選の禁止を規定しているものが多い。

大統領の再選を禁止している国としては、例えば、メキシコ、チリ、ペルー、ウルグアイ、パラグアイ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチがある。

大統領の三選を禁止している国としては、例えば、米国、アルゼンチン、コロンビア、トリニダード・トバゴ、キューバがある。

強大な権限を手にした大統領は、しばしば、自己の任期中に、大統領の再選・三選の禁止規定を廃止し、次の大統領選への立候補及び当選を実現することにより、自己の支配体制を長期間にわたり継続しようとする傾向がある。実際、米州のいくつかの国では、大統領の再選・三選の禁止規定をめぐる壮絶な政治ドラマが展開されたことがあった。

(1) ベネズエラでは、1992年にクーデター未遂事件を起こしたチャベス中佐が、1999年に大統領に就任した。チャベス政権の下、1999年12月に新しい憲法が制定された。1999年憲法は、それまでの憲法とは異なり、大統領の連続再選を可能とするものであった。チャベスは、2004年大統領選挙でも当選し、2006年の大統領選挙でも当選した（1999年の初当選から数えると、2006年の当選は「三選」にあたり違憲となるはずであるが、「1999年の初当選は旧憲法の下で実施された大統領選によるものであるため、カウントされない」という論理で、反論を抑え込んだ）。2007年には、社会主義体制への移行、大統領権限の強化及び大統領三選禁止の撤廃を内容とする憲法改正の国民投票が実施されたが、僅差で否決された。2009年には、大統領三選禁止の撤廃等を内容とする憲法改正（160条、162条、174条、192条及び230条の改正）の国民投票が実施され、今度は、僅差で可決された。これにより、チャベス大統領が2012年の大統領選挙に立候補することが可能となり、2012年10月の大統領選で当選を果たしたが、2013年3月に死去した。

(2) ボリビアの大統領の任期は5年であるところ、従前のボリビア憲法の規定では、三選が禁止されていたが、モラレス大統領は、憲法を改正する等して三選を果たしていた。モラレス大統領は、四選を可能にするため、憲法改正を試みたが、国民投票で否決された。このような状況の下、2017年11月、憲法裁判所は、憲法の当該規定が「米州人権条約」に反することを理由に無効と判断した。その結果、モラレス大統領は2019年の大統領選に立候補し、四選を果たした。しかし、大統領選の開票に関する不正疑惑が浮上し、抗議活動により国内が大混乱に陥った。2019年11月10日、モラレスは大統領を辞任するとともに、同年11月12日にはメキシコに亡命した。その後、アニェス上院副議長が暫定大統領に就任した。

(3) ホンジュラス憲法 239条によると、既に大統領の職にある者は、大統領又は被指名者になることはできないとされ、大統領の再選は禁止されている。そして、憲法 374条によると、大統領の再選禁止に関する条項は、改正してはならないとされている。

ところが、大統領の再選禁止規定は、過去、ホンジュラスにおいて、たびたび、大きな問題を引き起こしてきた。即ち、2009年6月28日未明、ホンジュラス軍が当時のセラヤ大統領を拘束して国外に追放するというクーデターが発生した。このクーデターには、以下のような背景事情があった。①2009年11月に任期満了に伴う大統領選挙が予定されていたが、ホンジュラス憲法は、大統領の再選を禁止していたため、セラヤ大統領は、憲法

を改正して再選を可能とするべく、制憲議会招集の是非を問う国民投票を計画していた。最高裁判所は、上記国民投票を実施することは違憲であるとの判断を下していた。セラヤ大統領は、国民投票を強行しようとし、国民投票当日の朝、軍により追放されてしまった。②セラヤ大統領は、就任以来、次第にベネズエラ及びボリビア等の反米左派政権との連携を強めるようになり、2008年にはホンジュラスの「米州ボリバル主義代替構想」（後の「米州ボリバル同盟」）（ALBA）への加盟を果たした（但し、2010年1月、ホンジュラスのロボ政権はALBAから脱退した）。当時、ベネズエラのチャベス大統領が憲法の三選禁止規定を撤廃する憲法改正を国民投票で通していたことから、セラヤ大統領の動きを警戒する意見も強く、国内の保守派、財界、最高裁判所、軍部等は国民投票に強く反対していた。

国連及び米州機構等がクーデター非難決議を採択し、ホンジュラスは米州機構の加盟資格を停止される等、国際的孤立に追い込まれた。しかし、2009年11月の大統領選挙で、野党のロボ候補が当選したこと、及びロボ大統領とセラヤ前大統領との間で「カタルヘナ合意」が成立し、2011年5月にセラヤ前大統領の身の安全を保障された上での帰国が実現したことから、ホンジュラスは2011年6月、米州機構への復帰を果たした。

ところがその後、ホンジュラス憲法における大統領の再選禁止規定が再び問題となる事態が生じた。即ち、2014年1月に就任したエルナンデス大統領は、就任後すぐに大統領再選を可能とする準備に取りかかった。そして、2015年4月23日には、憲法裁判所から、大統領の再選禁止規定である憲法239条を無効とする判決が出た。これにより、エルナンデス大統領の再選の道が開かれた。そして、2017年11月に実施された大統領選挙でエルナンデス大統領は僅差で再選を果たした。

（4）エクアドルの大統領の任期は4年であるところ、従前のエクアドル憲法の規定では、三選が禁止されていた。コレア大統領は、2009年及び2013年の大統領選に勝利し、2008年憲法の施行後、連続して再選を果たしていた。2015年12月、議会による議決により、上記の三選禁止規定が撤廃された。2017年4月の大統領選にコレア大統領は出馬したが、落選し、2017年5月、レニン・モレノが新大統領に就任した。モレノ大統領は、当初、コレア前大統領の政策を引き継ぐと見られたが、必ずしもコレア政権の政策を踏襲せず、むしろコレアの大統領復帰を阻むため、2018年2月4日、憲法改正の国民投票を実施した。国民投票の結果、大統領の再選は1回のみとすることとされたため、2021年の大統領選への出馬を検討していたコレアの大統領復帰の道は閉ざされることとなった。

（5）ニカラグア憲法には、大統領の連続再選禁止規定があった。オルテガ大統領が、大統領の連続再選禁止規定に関する憲法判断を最高裁判所に申し立てたところ、最高裁判所は、2009年10月、大統領の連続再選禁止規定は、法の下での平等に反することを理由に、適用不可と判断し、選挙管理委員会もこれを認めた。オルテガ大統領は、2011年の大統領

選挙に立候補して当選し、連続再選を果たした⁷。その後、2014年の憲法改正により、大統領の無期限再選が可能とされたことにより、2016年の大統領選挙では、オルテガ大統領が三選を果たし、副大統領には大統領夫人が選出された。

3 一院制

米州各国の議会には、二院制を採用している国と一院制を採用している国とがある。本稿の執筆のための調査の結果、一院制を採用している国が意外と多いことが判明した。

一院制を採用している国としては、例えば、ペルー、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、スリナム、キューバ、ベネズエラ等である。政変を経て新しい国づくりをしている国々、及び比較的小さい国々が多いように思われる。

近時、日本では、人口が減少傾向にあり、「少子高齢社会」が到来しているが、これからの「右肩下がりの時代」の日本の国のあり方を考えた場合、二院制をやめて、一院制に変更することも、検討に値するのではなからうか。現在の国会議員及び地方議会議員の人数は多すぎるのでないか、また、都道府県は本当に47も必要なのか、都道府県を統合して数を減らした方がよいのではないかなど等の点とともに、真剣に考えていかなければならない課題だと思われる。

4 憲法裁判所

米州では、かなり多くの国で、通常訴訟事件を審理する司法裁判所とは別に、法令の違憲審査等を行う憲法裁判所が設置されている。以下、その例を紹介する。

(1) チリでは、憲法判断は、憲法裁判所が行う。憲法裁判所の裁判官は、大統領が3名、議会が4名、最高裁判所が3名を、それぞれ選任する。憲法裁判所の裁判官の任期は9年であり、3年ごとに分けて改選を行う。憲法裁判所の権限は、①公布前の憲法組織法の合憲性審査、②最高裁判所、控訴裁判所及び選挙裁判所の命令の合憲性を処理すること、③法律案又は憲法改正案の審理及び条約の批准の過程で生じた憲法上の問題を処理すること等である⁸。憲法裁判所の判断に対しては、いかなる上訴も認められない。

(2) ペルーでは、憲法判断については、憲法裁判所が行う。憲法裁判所の裁判官は7名である。憲法裁判所の裁判官の任期は5年である。

⁷ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nicaragua/data.html>

⁸ 最近の事例としては、チリの憲法裁判所が2017年8月21日に下した決定が挙げられる。従来、チリでは、人口妊娠中絶が全面的に禁止されていたが、一定の場合（①強姦による妊娠の場合、②母親の生命が危険にさらされる場合、③胎児が胎内で生き延びることができない場合）には人口妊娠中絶が認められることとするものである。

(3) コロンビア憲法裁判所は、違憲法令審査権を行使する。憲法裁判所の裁判官は 9 名である。

(4) ボリビアでは、憲法裁判は、多民族憲法裁判所が管轄する。多民族憲法裁判所は、憲法の最高法規性に留意し、合憲性を統制し、憲法上の権利・保障の尊重及び効力を監視する職責を負う。多民族憲法裁判所の裁判官も、最高裁判所裁判官と同様の手続により、普通選挙を通じて選出される。多民族憲法裁判所の裁判官の要件としては、①35 歳以上であること、②憲法・行政法の権利又は人権の教育に 8 年以上従事した専門的経験を有すること等が挙げられる。志願者は、選挙キャンペーンを行うことはできず、また、政治組織に属することもできない。投票で単純過半数を獲得した候補者が、憲法裁判所裁判官に選出される。裁判官の任期は 6 年であり、再選は認められない。

(5) エクアドルの憲法裁判所は、首都キトに設置されている。任期 4 年（再任なし）の 9 名の裁判官により構成される。

(6) グアテマラの憲法裁判所は、任期 5 年の 5 名の裁判官により構成される。憲法裁判所裁判官となるには、①生来のグアテマラ国民であること、②高潔であること、③弁護士として 15 年以上の経験を有すること等の要件を満たす必要がある。5 名の憲法裁判所裁判官のうち、1 名は議会により、1 名は最高司法裁判所により、1 名は大統領により、1 名はサン・カルロス大学により、1 名は弁護士会により、それぞれ選任される。憲法裁判所長官は、1 年目は最も高齢の裁判官が就任し、その後は各年、順次、年齢の高い順に各裁判官が担当する。憲法裁判所及びその他の裁判所はいずれも、違憲審査権を有するが、個別の事件及びアンパロで違憲審査権を行使することができるのは、憲法裁判所のみである。

(7) ドミニカ共和国の憲法裁判所は、基本的人権を保障し、憲法秩序を保護するため、2010 年改正憲法により設置された。憲法裁判所の 13 名の裁判官は、司法国民評議会により選出される。任期は 9 年であり、再選されない。憲法裁判所の判決は、最終的なものであり、全ての行政機関を拘束する。憲法裁判所は、直接に、法律、政令、規則等の違憲審査を行う。

(8) ハイチでは、2011 年改正憲法により、法令及び行政行為等の違憲性を審査する憲法裁判所が設置された。憲法裁判所は任期 9 年の 9 名の裁判官により構成される。うち 3 名は政府、3 名は国民議会、残りの 3 名は司法府の上級評議会により任命される。憲法裁判所は、行政府と立法府の間の紛争及び上院と下院の間の紛争等についても管轄する。

(9) スリナムの憲法裁判所は、長官、副長官及び 3 名の裁判官から構成される独立機関

である。憲法裁判所は、①違憲の疑いのある法案や外国・国際機関との合意を審査し、また、②政府機関の決定が、憲法第 5 章に規定された権利と整合するか否かを審査する。

5 司法行政評議会

米州では、かなり多くの国で、通常訴訟事件を審理する司法裁判所とは別に、裁判所の行政・裁判官の人事等を所掌する司法行政評議会（機関の名称は、国によりさまざまである）が設置されている。以下、その例を紹介する。

（1）ブラジルでは、2004年12月8日付け憲法補足法により、「全国司法審議会」が設立された。全国司法審議会は、裁判所の行政・財政的機能の規制、裁判官の業務管理等を行うことを職責とする。全国司法審議会の構成員は15名で、任期は2年である。

（2）メキシコでは、1994年の憲法改正により、「連邦司法審議会」が設立された。これは、下級裁判所裁判官の任命・配属等の人事、予算の編成等を職責とする司法府の一組織である。連邦司法審議会の構成員は7名で、任期は5年である。

（3）アルゼンチンでは、裁判官の指名及び司法行政を職責とする「司法評議会」という機関がある。司法評議会の権限は、①下級裁判所の裁判官の候補者の選出、②下級裁判所の裁判官の指名のための3名の候補者のリストを発行すること、③司法行政のための歳入の管理と予算の執行を行うこと、④裁判官に対し懲戒権を行使すること、⑤裁判官に対する罷免手続の開始を決定すること、⑥司法機関に関する規則を制定すること等がある。

（4）コロンビアの「司法最高評議会」は、司法行政等を職責とする機関である。13名の評議員から構成され、そのうち6名は行政部、7名は規律部に所属する。司法最高評議会の評議員の任期は4年であり、再任はできない。

（5）パラグアイの「裁判官評議会」は、最高裁判所裁判官の3倍の人数の候補者の名簿を作成し、行政府の同意を得て、上院が指名する。裁判官評議会は、①最高裁判所から指名された者1名、②行政権の代表者1名、③下院及び上院から指名された者1名ずつ、④同僚による直接選挙により任命された登録弁護士2名、⑤同僚により選挙された国立大学教授1名、⑥同僚により選挙され、20年以上の経験を有する私立大学教授1名から構成される。

（6）ボリビアの「裁判官審議会」は、行政的・財政的手段により裁判の統制・監督を職責とする機関である。裁判官審議会の委員は、多民族立法議会から提出される候補者間の投票により選出される。裁判官審議会の委員の任期は6年であり、再選は認められない。

(7) ニカラグアでは、4名の最高司法裁判所裁判官により、「国家司法行政評議会」が設置されている。国家司法行政評議会は、司法権の行政的・財政的政策を立案・実行すること、裁判官の弾劾について調査・決定すること等を職責とする。

(8) ドミニカ共和国の「司法権評議会」は、司法行政を管轄する主な組織であり、下級審裁判官等を指名する。

(9) ハイチでは、2011年改正憲法により、「司法最高評議会」が設置され、司法行政及び治安判事に対する懲戒権限の行使を行うものとされた。

6 国防

米州では、多くの国で、国防に関する規定（軍隊の組織、祖国を防衛する義務、兵役の義務等）が憲法に規定されている。例えば、キューバ憲法は、祖国防衛義務及び徴兵制を規定している（90条a及びf）。

他方、米州には、軍隊の廃止、外国の軍事基地の設置の禁止等を憲法で規定している国もある。その例を、いくつか紹介する。

(1) コスタリカ憲法12条は、「常備軍としての軍隊は廃止する。」(1項)、「公共の秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。」(2項)、「大陸間協定か国防のために軍隊を編成することができる。軍隊は、常に文民に従う。軍隊は個人的にも集団的にも声明を出すことや代表になることはできない。」(3項)と規定している⁹。同条は、1949年憲法制定以来、一度も改正されていない。コスタリカは、憲法12条1項で常備軍の廃止を宣言しているだけでなく、実際にも、コスタリカ政府等が極めて積極的に、平和、人権保護、環境保護等に向けたさまざまな外交努力を行っている。このような外交努力が、コスタリカの平和維持に繋がっているといえよう。

注意すべきは、コスタリカ憲法は、単純に、12条1項で常備軍の廃止を宣言しているだけでなく、12条2項・3項に規定されているように、国防のために必要とあれば軍隊を編成することができることや、大陸間協定による軍隊の編成もできることを明記していることである。

実は、コスタリカ憲法には、その他にも、軍事力による防衛を前提とする規定が数多く含まれている。例えば、大統領を議長とする内閣が、「国家防衛状態の宣言並びに軍の動員命令、軍の組織化及び講和交渉の権限」を国会に請求するという規定がある(147条1号)。また、国会の権限として、外国軍隊のコスタリカ領域への入国並びに軍艦の港湾及び飛行

⁹ 12条の日本語訳は、笹本潤著『世界の「平和憲法」新たな挑戦』（大月書店、2010年）52頁に従った。

場への駐留につき同意するか否かを決定することが規定されている(121条5号)。さらに、コスタリカ人は、祖国を防衛する義務を負うことが規定されている(18条)。このような規定がコスタリカ憲法に含まれているだけでなく、実際にも、コスタリカは米州機構及び米州相互援助条約(リオ条約)に加盟しており、集団安全保障の傘の下にある(なお、コスタリカは、1965年のドミニカ共和国の内戦の際、警備隊をドミニカ共和国に派遣した)。1949年憲法施行以後、コスタリカは5回ほどの「有事」に直面したが、コスタリカ政府は、武装警察による反撃、米州機構の仲介、米国の援護、中米和平交渉、国際司法裁判所への付託等の外交努力を行うことにより、偶然性も重なって、結果的には事なきを得た¹⁰。

(2) パナマ憲法 310 条には、「パナマ共和国は軍隊を有しない。」「全てのパナマ人は、国家の独立及び国土の統一のため武器をとる義務を負う。」という規定が含まれている。

(3) エクアドル憲法は、軍隊の基本的役割を積極的に評価し、いくつかの一般的な規定を有している(158条~162条)ほか、以下のとおり独自の規定をも有している¹¹。

①エクアドルは、平和の領土である。外国の軍事基地及び軍事目的を持った外国の施設も許されない。エクアドルの軍事基地を他の国の軍隊や治安のために使用することを禁止する(5条)。

②国際的な紛争の平和的な解決を支持する。解決のために武力による威嚇や武力の行使を拒否する(416条2項)。他国の内政干渉、及び武力侵攻、侵略、占領、経済的・軍事的封鎖等、いかなる形の干渉をも非難する(同条3項)。平和及び世界の軍縮を促進する。大量破壊兵器の開発、使用を非難し、軍事目的で他国の領土に基地や施設を設置することを非難する(同条4項)。

③化学・生物・核兵器の禁止が明文で規定されている(15条2項)。

(4) ボリビア憲法には、「ボリビアは、国家間の紛争を解決する手段として、全ての侵略戦争を否定する。国家の独立と統合を侵害する侵略があった場合には、合法的な自衛の権利を有する。」(10条2項)、「ボリビア領内に外国の軍事基地を設置することを禁止する。」

(同条3項)¹²という規定が置かれている。また、ボリビア国内での化学・生物・核兵器の製造・使用、核廃棄物及び毒物廃棄物の搬入・移動・貯蔵は禁止されている(344条1項)。

(5) ニカラグア

ニカラグア憲法には、「核兵器及び大量破壊兵器の使用禁止」について明文で規定されて

¹⁰ 足立力也著「軍隊をすてた生き方」(『コスタリカを知るための60章【第2版】』(明石書店、2016年)所収)114~117頁。

¹¹ 笹本・前掲書63~64頁。

¹² 笹本・前掲書71頁の日本語訳に従った。

いる（5条7項）。

（6）私見

上述のとおり、コスタリカ等のいくつかの国は、軍隊の廃止、外国の軍事基地の設置の禁止等を規定している。

しかし、軍隊の廃止、外国の軍事基地の設置の禁止等が機能するか否かは、自国の置かれた状況だけでなく、時・場合・周囲の状況にもよる（例えば、近隣諸国がどのような政治体制・外交政策を採っているか等）。状況が変われば、憲法も変わるのであって、「一つの正しい憲法」というものが存在するわけではない。自国の防衛の仕方にも、さまざまな方法がある。例えば、永世中立国であるスイスは、常備軍及び徴兵制により自国の安全・平和を維持するという方法を採用している。他方、コスタリカ政府は、平和に向けた外交努力を積極的に行っているが、このような外交努力による自国の安全の保持は、綱渡りのような微妙な国際政治的バランスが要求され、また、近隣諸国の事情という偶然性に大きく左右される。日本政府がコスタリカ政府と同じように外交努力を積極的に行なえるかといえば、疑問を抱かざるを得ない。日本の平和は、日本の置かれた地政学的状況、近隣諸国の動向、日本人の国民性・行動原理等からみて、日本に合ったやり方で実現するしかないのではないか。しかし、前述した米州各国の憲法の規定に比べ、日本国憲法9条の規定はあまりにあっさりし過ぎており、外国の脅威に対する警戒心が微塵も感じられず、「これだけで大丈夫か？」と不安になってしまう。日本国憲法9条は、「いざとなれば、米軍か国際連合軍が守ってくれる」という前提条件が満たされる場合にのみ、成り立つ規定であろう。

IV 憲法に含まれる多様な人権規定

米州各国・地域の憲法には、日本国憲法に関する議論では見たことも聞いたこともないような権利が規定されていることがあり、非常に興味深い。以下、とくに興味深い規定を紹介する（以下の記述において引用されている条文は、各国・地域の憲法の条文を指す）。

1 先住民の権利、自然環境及び文化遺産の保護、環境権に関する詳細な規定

（1）米州には、もともと先住民が暮らし、豊かな自然環境の中で、独特の文化を形成してきた。そこで、米州では、先住民の権利、自然環境及び文化遺産の保護、環境権に関する詳細な規定を憲法に置く国・地域が多い。

先住民の権利に関する規定を憲法に置く国・地域としては、カナダ（35条及び35.1条）、メキシコ（2条）、ボリビア（2条、30～32条、42条、190～192条、289～296条）、エクアドル（4条、56条～60条、171条等）、パラグアイ（62条～67条）、グアテマラ（66～70条）、ガイアナ（149G条、212S条、212T条）、ベネズエラ（119条～126条）等がある。

自然環境の保護に関する規定を憲法に置く国・地域としては、ペルー（66条～69条）、コロンビア（49条、80条）、エクアドル（395条～415条）、ベリーズ（17条3項）、ハイチ（253～258条）、ガイアナ（25条）、ケイマン諸島（18条）、英領ヴァージン諸島（以下「BVI」という）（29条）等がある。

文化遺産の保護に関する規定を憲法に置く国・地域としては、ブラジル（5条73号）、ペルー（21条）、コロンビア（72条）、ウルグアイ（34条）、パナマ（80～90条）、グアテマラ（57～65条）、ドミニカ共和国（64条）等がある。例えば、ペルーの憲法によると、考古学的遺跡、建造物、モニュメント、場所、書誌及びアーカイブ資料、美術品、歴史的価値のある文化財は、私的なものであるか公共的なものであるかにかかわらず、国民の文化遺産として、国家により保護される。そのような文化遺産の所有権は、法により保護される（21条）。また、グアテマラの憲法によると、世界遺産たるティカル国立公園、キリグア遺跡公園及びアンティグア・グアテマラは、特別の保護に置かれる（61条）。

環境権に関する規定を憲法に置く国・地域としては、チリ（19条8項）、ペルー（2条22号）、パラグアイ（7条、8条）、ボリビア（33条、34条）、エクアドル（10条、66条27号、71条1項）、パナマ（118～121条）、コスタリカ（50条）、ニカラグア（60条）、ドミニカ共和国（66条、67条）、ガイアナ（149J条）等がある。なお、一口に「環境権」といっても、その内実はさまざまである。例えば、チリの憲法では、「汚染されていない環境で生活する権利」とされている（19条8項）。ペルーの憲法では、「平和で、平穏で、余暇を楽しみ、休息し、人生を豊かにするためのバランスのとれた適切な環境を享受する権利」とされている（2条22号）。また、エクアドルの憲法によると、「自然」そのものが、人、共同体、部族、民族及び集団とともに、憲法が認める権利の主体であるとされ（10条）、人・共同体・部族・民族は、自然の権利の履行を、公的機関に請求する権利を有するものとされ（71条1項）、「汚染されていない、自然と調和した環境に生きる権利」が明文で規定されている（66条27号）。ドミニカ共和国の憲法では、生態系のバランスを維持し、環境を保護する等の目的のための収集権（Collective Rights）及び拡散権（Diffuse Rights）が規定されている（66条、67条）。

（2）ボリビア憲法は、先住民及び自然環境の保護等に関する詳細な規定を数多く含んでいるので、以下、紹介する。

①農村先住民インディヘナ民族・部族に対する特別の配慮がなされている（2条、30～32条、42条、190～192条、289～296条）。農村先住民インディヘナの権利の中には、例えば、「領地内の自然資源開発の利益への参加」（30条2項16号）、「インディヘナ領地の管理、第三者が得た合法的権利を損なうことなく領地に存在する回復可能な自然資源の排他的使用及び利用」（同項17号）、伝統的な薬の使用の保障（42条）等が含まれている。

②公用語として、スペイン語のほかに、36の先住民の言語が挙げられている。また、政府は、2つ以上の言語（スペイン語及び地域の実状に応じて定められた他の言語）を使用し

なければならない (5 条)。

③内陸国であるボリビアにとって「水」は極めて重要であるため、「水及び食料への権利」(16 条 1 項)、並びに「飲料水、下水施設、電気、住宅用ガス、郵便及び通信の基本的サービスに、平等かつ公平にアクセスする権利」(20 条)が憲法において明文で規定されている。また、ボリビアは内陸国であるにもかかわらず、太平洋及び海へのアクセスに関する不可欠の権利を有すること等が明文で規定されている (267 条)。

④自然資源 (鉱物、炭化水素¹³、水、空気、土壌・下層土、森林、生物多様性、電磁気スペクトロ等) は、ボリビア人民の直接の、分割できない、時効にかからない財産であり、国が管理すること等が詳細に規定されている (348~392 条)。

(3) エクアドル憲法も、「先住民共同体、部族及び民族等」の権利について詳細かつ具体的な規定を多数含んでいるという特徴があるので、以下、紹介する。

①先住民共同体等の土地を所有・使用・用益・管理・保存等する権利 (57 条 1 項 4 号~6 号)、先住民共同体等の土地の資源の調査・採掘・市場化等に関する情報受領・利益参加・補償受領等の権利 (57 条 1 項 7 号)、先住民共同体等の土地における生物多様性及び自然環境の維持・保全・発展の権利 (57 条 1 項 8 号・9 号・12 号) 等が、憲法で認められている。

②先住民共同体、部族及び民族は、その居住地域において、祖先の伝統及び固有の権利に基づき、独自の司法権を行使し、先住民インディヘナ裁判を行うことが、憲法で認められている。但し、憲法裁判所の決定によると、この先住民インディヘナ裁判は一定の制限を受けるものとされており、もし生命又は個人的完全性等の基本的権利の行使が侵害されるおそれがある場合、エクアドルの通常の刑事司法システムが、先住民インディヘナ裁判の決定を審査すべきこととされている¹⁴。

2 国境安全地帯の不動産所有権の外国人による取得の制限

米州の多くの国は、国境安全地帯の不動産所有権の外国人による取得の制限について、憲法で規定している¹⁵。以下、その例を紹介する。

(1) ボリビアの憲法は、外国人が、国境線から 50 キロメートル以内の国境安全地帯の不動産を取得することを禁止している (憲法 262 条)。また、外国人がボリビアの不動産を取得する場合でも、5000 ヘクタールを上限とするという制約がある¹⁶。

¹³ ボリビア憲法では、「炭化水素」という文言が多数使用されているが、これは石油・天然ガス等を意味しているものと思われる。

¹⁴ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ecuador1.html>

¹⁵ 憲法ではなく、法律レベルで外国人による不動産の取得を制限している国・地域も多数ある。

¹⁶ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017 年) の「Bolivia」10 頁。

(2) ホンジュラスでは、外国人が、海岸線及び国境から 40 キロメートル以内にある不動産を所有することは、憲法により禁じられている。しかし、外国人も、管轄行政当局が認可した都市部の 3000 平米以内の不動産については、居住目的で取得することができる。外国の買主は、不動産の購入を、管轄行政当局に届け出て、かつ購入日から 36 か月以内に竣工しなければならない（さもなければ、竣工まで、不動産の価値の 20%に相当する課徴金を毎年支払わなければならない）¹⁷。

(3) グアテマラでは、外国人がグアテマラの不動産を取得するには、行政機関の許可を取得しなければならない（憲法 122 条 2 項）。なお、海岸から 300 メートル内の不動産、湖から 200 メートル内の不動産、航行可能な川から 100 メートル内の不動産、人口密集地に水を供給する水源・泉から 50 メートル内の不動産は、国家に帰属する（憲法 122 条 1 項）。また、国境から 50 キロメートル内の不動産は、原則として、生来のグアテマラ国民又はその共同体でなければ、所有することができない（憲法 123 条）。

(4) ハイチの憲法は、外国人の不動産所有権はハイチに居住する必要性に応じて認められること（55 条）、外国人は、同一地区に複数の住居を所有することはできないこと（55.1 条）、外国人は、ハイチの国境に接した建物を所有することはできないこと（55.3 条）、外国人がハイチの政治に干渉した等の場合には追放される可能性があること（56 条）を規定している。

3 知的財産権・独占禁止・消費者保護

米州では、知的財産権（具体的には、著作者・発明者の権利等）、独占禁止、消費者保護に関する規定を憲法に置いている国・地域が多い。

知的財産権に関する規定を憲法に置いている国・地域としては、ブラジル（5 条 27～29 号）、メキシコ（28 条）、チリ（19 条 25 項）、ペルー（2 条 8 号）、ウルグアイ（33 条）、パラグアイ（110 条）、パナマ（53 条）、コスタリカ（47 条）、ホンジュラス（108 条）、グアテマラ（42 条）、ドミニカ共和国（52 条）、キューバ（62 条）ベネズエラ（98 条）等がある。

独占禁止に関する規定を憲法に置いている国・地域としては、メキシコ（28 条）、コスタリカ（46 条 1～3 項）、ドミニカ共和国（50 条）等がある。

消費者保護に関する規定を憲法に置いている国・地域としては、アルゼンチン（42 条）、コロンビア（78 条）、パラグアイ（72 条）、ボリビア（75 条、76 条）、コスタリカ（46 条 4 項）、ホンジュラス（75 条 2 項）、ドミニカ共和国（53 条）等がある。コロンビアでは、

¹⁷ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017 年)の「Honduras」18～19 頁。

消費者団体は内部に民主的手続を有しなければならないこと等が明文で規定されている（78条）。パラグアイでは、食品、化学品、医薬品及び生化学品の品質管理等について、明文規定が置かれている（72条）。ホンジュラスの憲法は、アルコール飲料及びタバコの商業広告について、法により規制するものとしている（75条2項）。

4 情報に関する人権

米州では、情報（例えば、自己に関する情報にアクセスしコントロールする権利、個人情報保護の保護）に関する規定を憲法に置いている国・地域が多い。

情報に関する規定を憲法に置いている国・地域としては、ブラジル（5条14号）、コロンビア（15条）、エクアドル（66条19号、92条）、パナマ（42～44条）、コスタリカ（30条）、ニカラグア（26条3号）、ドミニカ共和国（44条、49条）、ケイマン諸島（122条）、キューバ（53条、97条）、ベネズエラ（28条）等がある。ブラジルの憲法には、政府機関等の記録又はデータバンクに含まれる自己の人格に関わる情報を知る権利及び訂正要求権が明文で規定されている（5条72号）。エクアドルの憲法には、個人情報へのアクセス及び個人データ保護等に関する権利が明文で規定され（66条19号）、また、個人情報保護訴訟についての規定もある（92条）。

なお、チリの憲法によると、マスコミによって攻撃又は誹謗された個人又は法人は、当該マスコミを通じて、自己の声明文又は訂正文を無償で公表する権利を有する（19条12項）。

5 労働権・社会保障

米州では、労働権・社会保障に関する詳細な規定（例えば、労働時間につき、1日あたり8時間以内、1週間あたり44時間以内に制限すること等）を憲法に置いている国・地域が多い。

メキシコの憲法には、労働権及び社会保障等に関する極めて詳細かつ具体的な規定がある（123条）。本条を含むメキシコ憲法は、ワイマール憲法の制定された1919年より2年早く規定されており、メキシコ憲法123条は、世界初の社会権規定であるといわれている。

コスタリカの憲法にも、労働について、詳細な規定が置かれている（56～73条）。例えば、労働時間は、1日あたり8時間以内、1週間あたり48時間以内、夜間の労働時間は、1日あたり6時間以内、1週間あたり36時間以内とされ、超過勤務には50%増の賃金が支払わなければならないというように、具体的に規定されている（58条）。外国人が組合で指揮権を行使することは禁止される（60条2項）。賃金等に関してコスタリカ人と外国人の差別は原則として禁止されるが、「同一条件の下では、コスタリカ人労働者を優先しなければならない」ことが明文で規定されている（68条）。

また、ホンジュラスの憲法にも、労働について、詳細な規定が置かれている（127～141条）。例えば、労働時間は、1日あたり8時間以内、1週間あたり48時間以内、夜間の労働

時間は、1日あたり6時間以内、1週間あたり36時間以内とされなければならないというように、具体的に規定されている(128条)。また、「同一条件の下では、ホンジュラス人労働者を外国人労働者よりも優先しなければならない。企業において、ホンジュラス人労働者を全体の90%未満とすること、ホンジュラス人労働者への給与を全体の85%未満とすることは禁止される。」ことが明文で規定されている(137条)。

パナマの憲法によると、パナマ国民の勤務条件・生活条件を下回る条件で外国人労働者を雇用することは違法である。管理者・技術者・専門家等の外国人労働者の雇用は、法律で規制され、国益に関するパナマ国民の権利を保障するものでなければならない(73条)。

労働権・社会保障に関する規定を憲法に置いている国・地域としては、他に、ブラジル(7条、8条)、ペルー(22条～29条)、コロンビア(48条)、ウルグアイ(67条)、パナマ(70条)、ニカラグア(80～88条)、エルサルバドル(37～52条)、グアテマラ(101～117条)、スリナム(24～33条)、プエルトリコ(2条16項)、キューバ(67～70条)、ベネズエラ(86条～97条)等がある。

6 家族・子どもの保護

米州では、家族や子どもの保護に関する詳細な規定を憲法に置いている国・地域が多い。例えば、コロンビア(42条、44条、50条)、パラグアイ(53条～54条)、パナマ(56～63条)、コスタリカ(51～55条)、ニカラグア(71～79条)、ホンジュラス(119～126条)、エルサルバドル(34～36条)、グアテマラ(50～53条)、ボリビア(59～69条)、ドミニカ共和国(55条)、ガイアナ(28条、38A条～38E条、212U条、212V条)、スリナム(35条)、ケイマン諸島(17条)、BVI(30条)、プエルトリコ(2条15項)、キューバ(81～89条)、ベネズエラ(75条2項、78条、79条)等がある。その中でも、特徴的な規定を置いている例について、以下紹介する。

ベネズエラの憲法は、自己の身元・出自を知る権利、自己の母及び父を調査する権利、自己の生物学的出自を証明する公文書を入手する権利を保障している(56条)。また、コスタリカの憲法も、「親を知る権利」について明文で規定している(53条)。

胎児が人権を有する主体であることを憲法の明文で規定している国として、ペルー(2条1号)、パラグアイ(4条)、ホンジュラス(67条)がある。

ニカラグアの憲法は、「児童の権利に関する条約」がニカラグアで全面的に適用されることについて明文で規定している(71条2項)。

プエルトリコの憲法によると、14歳未満の子どもの健康若しくは道徳を害し、又は生命若しくは身体に危害を及ぼす職業に就かせることは、禁止される。また、16歳未満の子どもを刑務所に拘禁することは、禁止される。

ウルグアイの憲法は、長子相続制(Mayorazgo)を明文で禁止している(9条)。

同性婚については、既に、メキシコ、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイで認められているところ、キューバの2019年憲法は、配偶者が異性であることという婚

姻の要件を削除し、同姓婚を容認し（82条）、これらの国に続いた。他方、ホンジュラスの憲法によると、同性同士の婚姻及び事実婚は禁止する（112条4項）ものとし、当該カップルが養子をとることも認められない（116条2項）。外国で認められている同性同士の婚姻及び事実婚は、ホンジュラスでは無効である（112条5項）。

7 健康・スポーツ・レクリエーションに関する権利

米州では、健康、スポーツ及びレクリエーションに関する権利を憲法に規定している国・地域が多い。

健康に関する規定を憲法に置いている国・地域としては、チリ（19条9項）、スリナム（36条）、キューバ（71～78条）、ベネズエラ（83条～85条）等がある。チリの憲法には、国家が、健康の増進、保障、回復及びリハビリテーションのための施策に対し、個人が自由かつ平等に利用することを保障することが規定されている（19条9項）。

スポーツやレクリエーションに関する規定を憲法に置いている国・地域としては、コロンビア（52条）、ボリビア（104条）、ニカラグア（65条）、グアテマラ（91～92条）、ドミニカ共和国（65条）、ガイアナ（23条）、ベネズエラ（98条）等がある。グアテマラの憲法によると、グアテマラの国家の経常収入の一般予算の3%以上をスポーツの振興に配分しなければならず、しかも、(a) そのうち50%は、行政機関を通じて、組織化されたスポーツ団体に、(b) 25%は、学校でのスポーツ教育に、(c) 残り25%は、組織化されていないスポーツに、それぞれ配分しなければならない（91条）。

エクアドルの憲法には、「良き生活」について、詳細かつ具体的な規定が多数置かれている。即ち、「第2編 権利」の中の「第2章 良き生活」では、水及び食糧、健全な環境、コミュニケーション及び情報、文化及び科学、教育、居住及び住居、健康、労働及び社会保障について規定されている（12条～34条）。また、「第7編 良き生活の制度」でも、生物多様性及び自然環境を含む内容が規定されている（340条～415条）。「良き生活」の具体的内容としては、教育、健康、社会保障、住居、文化、スポーツ、社会的コミュニケーション、科学技術、危機管理、人口、安全、輸送が挙げられている。例えば、スポーツに関する規定の中では、「オリンピック、パラリンピックを含む国際競技の準備及び参加を刺激し」というように、非常に具体的に規定されている（381条1項）。

8 死刑等の一定の刑罰の禁止、犯罪被害者の保護

米州では、多くの国・地域で、死刑が廃止されている。死刑が廃止されている国・地域としては、ブラジル（5条47号）、コロンビア（11条）、ウルグアイ（26条）、パラグアイ（4条）、ボリビア（15条1項）、エクアドル（66条1号）、パナマ（30条）、ニカラグア（23条）、ホンジュラス（66条）、バハマ（16条）、ドミニカ共和国（37条）、ハイチ（20条）、プエルトリコ（2条7項）、ベネズエラ（43条）、等がある。但し、死刑廃止に一定の例外を設けている国も少なくない。例えば、ペルーの憲法には、死刑は、戦時犯罪及びテ

ロリズムに対してのみ適用されるという規定が含まれている（140条）。エルサルバドルでは、死刑廃止の例外として、戦時における軍法による場合を規定している（27条1項）。グアテマラの憲法には、死刑を科することが禁止される例外的な場合（例えば、女性に対する場合、60歳を超える高齢者に対する場合等）が列挙されている（18条）。

また、死刑以外の一定の刑罰についても、憲法の明文規定により禁止している国・地域がある。例えば、コロンビアでは、追放刑及び終身刑は、廃止されている（34条）。パラグアイでは、財産没収及び国外追放の刑罰が禁止されている（20条2項）。ボリビアで最も重い刑罰は、減免のない30年の自由剥奪刑である（118条2項）。パナマでは、追放刑が禁止されている（30条）。コスタリカでは、終身刑が禁止されている（40条）。ニカラグアの憲法は、30年を超える拘禁刑を禁止している（37条）。ベネズエラの憲法では、終身刑、不名誉刑、30年を超える自由刑を科してはならないと規定されている（44条）。

犯罪被害者の保護について、憲法の明文規定を有する国・地域もある。例えば、エクアドルでは、刑事手続における被害者の保護（例えば、二次被害からの保護）が明文で規定されている（78条、198条）。ニカラグアでも、刑事手続における被害者の保護について、憲法の明文で規定されている（34条2項・3項）。ベネズエラでも、犯罪被害者の保護について、明文で規定されている（30条）。

さらに、エクアドルでは、受刑者の社会復帰システムの具体的内容が、憲法の明文で規定されている（201条～203条）。パナマの憲法では、①刑務所の制度は、秩序維持、更生及び社会防衛の原理に基づくこと、②被拘禁者の身体的・精神的・道徳的な整合性を損なう措置の実施は禁止されること、③受刑者のための職業訓練プログラムが実施されなければならないことが規定されている（28条）。グアテマラの憲法は、刑務所では、被収容者の社会復帰・再教育を目的として、人間的な扱いを受けられるべきこと、外部の家族や弁護士等とコミュニケーションをとる権利があることを規定している（19条）。

コスタリカでは、借金を理由として投獄されないことが、憲法の明文で規定されている（38条）。

9 人身保護請求・アンパロ

米州では、人身保護請求・アンパロに関する規定を憲法に置いている国・地域が多い。例えば、ドミニカ共和国の憲法は、「Habeas data」、「Habeas corpus」（人身保護請求）及び「Amparo」（アンパロ）について、明文で規定している（70条～72条）。「Habeas data」とは、ラテンアメリカ諸国特有の法制度で、自己に関する情報の存在を知り、自己に関する情報にアクセスし、また、情報が虚偽又は差別的である場合には、それらの停止、修正、更新及び機密保持を求めるために、司法的手段をとる権利である。「Habeas corpus」（人身保護請求）とは、不法に拘禁等された者が、裁判官の面前で直ちに拘禁理由の開示等を請求することができることである。裁判官が不法拘禁等の事実があると認めた場合、被拘禁者は直ちにその場で解放される。「Amparo」（アンパロ）とは、憲法及び法律で認められて

いる人権が侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、その救済を求めることである。

人身保護請求・アンパロに関する規定を憲法に置いている国・地域としては、他に、メキシコ（107条）、ブラジル（5条77号）、アルゼンチン（43条）、エルサルバドル（11条2項、247条）、ホンジュラス（182～183条）、グアテマラ（263条、265条）、ベリーズ（20条）、ジャマイカ（25条）、バハマ（28条）、トリニダード・トバゴ（14条）、ガイアナ（153条）、バミューダ（15条）、プエルトリコ（2条13項）、キューバ（96条）、ベネズエラ（27条）等がある。

10 国家緊急事態

米州では、国家緊急事態における憲法上の権利の制限について憲法で規定している国・地域が非常に多い。例えば、メキシコ（31条3号）、アルゼンチン（23条）、パナマ（51条、55条）、エルサルバドル（29条、30条）、グアテマラ（138条）、ベリーズ（18条・19条）、ジャマイカ（15条、20条、24条、26条等）、バハマ（29条）、トリニダード・トバゴ（7～12条）、バルバドス（13.5条、23.3条、25.1条、25.2条）、ガイアナ（150条）、スリナム（23条）、ケイマン諸島（21条、22条）、BVI（10条1項、14条2項(d)、27条、28条、85条）、バミューダ（14条）等がある。

パナマの憲法によると、戦争、社会秩序の重大な混乱又は迅速な措置が必要となる緊急事態が発生した場合、私有財産の差押え等の行政措置が行われることがある（51条）。また、外国の戦争又は国内の混乱が平和又は公共秩序を脅かすときは、「国家緊急事態」の宣言を行うものとし、憲法上の一部の人権は一時的に制限されることがある（55条）。

エルサルバドルの憲法は、戦争、侵略、反乱、扇動、惨事、疫病又はその他の一般的な災害、公共秩序の混乱等の場合には、一部の人権の保障が30日間停止されることが明文で規定されている（29条、30条）。

BVIの憲法は、緊急事態における人権の制限について、極めて詳細かつ具体的に明文で規定している（10条1項、14条2項(d)、27条、28条、85条）。実際にBVIで正式に緊急事態であると宣言されたのは、2017年夏にハリケーン・イルマ（Hurricane Irma）がBVIを襲ったときであった。2017年9月7日、ハリケーン・イルマがBVIに上陸したため、BVI政府は緊急事態を宣言した。緊急事態宣言の時点で既に14名の死者が発生していた。また、刑務所が損壊し、受刑者100人以上が脱走したため、英国政府からBVIに警察官が派遣された。その他、英国政府は、支援金3,200万ポンド、海軍のヘリコプター揚陸艦、人道支援専門家及び避難所設営セット200個をBVIに送ることを決定した。

11 その他

前述したものの他に、日本国憲法には見られないような米州各国・地域の憲法に含まれる特徴的な規定をいくつか紹介する。

グアテマラの憲法によると、グアテマラの国家の経常収入の一般予算の5%以上をサン・カルロス大学に配分しなければならない(84条)。また、大学は、あらゆる税金等の賦課を免除される(88条)。

武器保有の権利を憲法の明文で規定している国には、米国(合衆国憲法修正2条)、メキシコ(10条)、グアテマラ(38条)がある。

カナダの憲法は、移動する権利及び生計を得る権利並びに平等権について、積極的優遇措置計画(アファーマティブ・アクション・プログラム)を規定している。即ち、移動する権利及び生計を得る権利については、「州の就業率がカナダ全体の就業率より低い場合に、その州において社会的又は経済的に不利な立場にある個人のその州における状態を改善することを目的とする法律、計画又は事業を妨げるものではない。」(6条4項)と規定され、また、平等権については、「人種、民族若しくは種族、皮膚の色、宗教、性別、年齢又は精神的若しくは肉体的障害の理由で不利な境遇にある人々を含む恵まれない個人又は団体の状態の改善を目的とする法律、計画又は事業を妨げるものではない。」(15条2項)と規定されている。

ハイチの憲法には、2011年改正により、公務員及び政党の組織・運営等において女性の比率を30%とするクォータ制についての明文規定が追加された(17.1条、31.1.1条)。

V 他国の法制度の影響(法の継受)

米州諸国・地域の現在の法制度に対しては、フランス、スペイン、英国、オランダ、イタリア、ドイツ等の欧州諸国の法制度が大きな影響を及ぼしてきたことはもちろんであるが、以下に述べるとおり、米国やチリ等の法制度が他の米州諸国・地域の法制度に及ぼした影響も小さくない。

1 フランス法(とくにナポレオン法典)の影響・継受

フランス法は、ローマ法並びにフランス全土の慣習法及び封建法を起源とするが、フランス革命時に啓蒙思想の影響を強く受ける等して独自の発展を遂げてきた。とくに、ナポレオンが主導して、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典の5つからなる「ナポレオン法典」が編纂されたことは画期的であり、近代の諸外国にとっての模範となった。ナポレオン法典は、他のヨーロッパ諸国の他、ラテンアメリカ諸国の法制度にも大きな影響を与えた。

本来であれば、スペインの植民地でありスペイン語圏であったラテンアメリカ諸国の法制度に対しては、旧宗主国スペインの法制度が最も大きな影響を及ぼしそうなものである。しかし、とくに私法の分野においては、ナポレオン法典が最も大きな影響を及ぼした¹⁸。

¹⁸中川和彦著「ラテン・アメリカ法・緒論」(『成城法学(11)』(成城大学、1982年)所収)214頁。

ナポレオン法典はなぜ、これほど広くラテンアメリカ諸国の法制度に影響を及ぼし、継受されたのであろうか？その理由は、「ナポレオンの軍事的威光」や、「内容の優秀性」もある¹⁹が、ナポレオン法典が編纂された19世紀初め以降という時代は、ちょうど、ラテンアメリカ諸国の独立及び近代国家形成の時期にあたっていたというタイミングの要因が大きかったと思われる。即ち、スペインの民法典の編纂は、地方法との調整のために遅れていた（結局、スペインの民法典の制定は、1888年にやっと実現した）。そこで、多くのラテンアメリカ諸国は、当時の世界の代表的立法であったナポレオン法典に範をとることとなった²⁰。

フランス法の影響を最も強く受けた米州の国は、ハイチである。ハイチは、フランスの司法制度及び法典をほぼそのまま受け継いだ。ハイチでは、1825年から1826年までの間に、6つの法典、即ち、民法典、民事訴訟法典、商法典、刑法典、刑事訴訟法典及び農地法典（Code Rural）が制定されたが、これらの法典は、若干の変更点はあるものの、フランスの法典に類似している²¹。ハイチは、ラテンアメリカ諸国の中でもいち早く、1804年に独立を達成したことに加え、フランス語が使用されていたこともあり、「ナポレオン法典（民法典および商法典）を文字通り継受した」わけである²²。

また、22年間にわたってハイチに支配されていたドミニカ共和国の法制度も、フランスのナポレオン法典の影響を強く受けた。ドミニカ共和国の独立後も、フランスの5つの法典の影響は、150年間にわたって続いた。

他にフランス法の影響を強く受けた米州の国・地域としては、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア、ウルグアイ、ボリビア、コスタリカ、ベネズエラ、米国のルイジアナ州、カナダのケベック州等がある。

2 スペイン法の影響・継受

スペイン法の影響を強く受けた米州の国としては、アルゼンチン、チリ、ペルー、コロンビア、ウルグアイ、パナマ、ホンジュラス、キューバ、ベネズエラ等がある。

とくに、約400年にわたりスペインの支配を受けたキューバにおいては、スペインの諸法典（例えば、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等）が適用され、スペイン法の影響を強く受けた。その後、社会主義革命を達成したキューバは、旧ソ連の法制度の影響を強く受け、キューバの法制度は、いわゆる「社会主義法系」に属するものとなった。

3 英国法の影響・継受

¹⁹ 五十嵐清著『比較法ハンドブック』（勁草書房、2010年）131頁。

²⁰ 中川・前掲書214～215頁。

²¹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Haiti1.html>

²² 中川和彦著「ラテン・アメリカ法・緒論」（『成城法学（11）』（成城大学、1982年）所収）214頁。

英国法²³は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、コモン・ロー諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、英国法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

米国は、英国から独立した13の植民地では、英国で教育を受けた法曹がほとんどであったため、英国流のコモン・ロー等の法制度が適用され、裁判所の下した判例が第一次的法源とされた。しかし、英国からの独立を果たした後は、米国は独自の発展を遂げてきたため、現在では、米国法と英国法の相違点はかなり多くなっている。

カナダは、連邦及びほとんどの州・準州では英国法、ケベック州ではフランス法を継受し、米国法の影響も受けつつ（但し、カナダと米国の法制度は、英国法を継受したという点では共通するものの、大きく異なる点が少なくない）、カナダ独自の発展を遂げてきた²⁴。

トリニダード・トバゴの法制度は、旧宗主国スペインの法制度の影響が19世紀まで残っていたが、その後、スペイン法の影響は完全に消滅した²⁵。現在のトリニダード・トバゴの法制度は、英国法の流れを汲むものとなっている。

他に英国法の影響を強く受けた米州の国・地域としては、ベリーズ、ジャマイカ、バハマ、バルバドス、ガイアナ、ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ等がある。

4 米国法の影響・継受

米国法も、他の米州諸国・地域の法制度に大きな影響を及ぼしている。

ドミニカ共和国が米国による軍事支配を受けていた1916年から1924年の間、ドミニカ共和国の法制度は米国法の強い影響を受けた。その期間に多くの政令が米国法の影響を受けて公布されたが、とくに重要な政令は、1920年7月1日の政令第511号であった。この政令は、ドミニカ共和国の不動産法に、トレンスシステム（Torrens System）を採用するものであった。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である。このトレンスシステムは、ドミニカ共和国の「不動産登記法」に受け継がれた²⁶。

プエルトリコの法制度は、①「米国の連邦法及び判例法」（連邦法）、並びに②「プエルトリコの成文法及び判例法」（プエルトリコ法）により構成される。連邦法には、プエルトリコ法に優越する効力が認められている。プエルトリコ法は、もともとは、スペイン法の影響を強く受けていたが、米国の支配が進むに従い、急激に米国法（主にカリフォルニ

²³ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

²⁴ 佐藤信行著「カナダの憲法と法律」(『はじめて出会うカナダ』(日本カナダ学会編、2009年)所収)98頁。

²⁵ クシャ・ハラクシン著、加藤哲美訳「トリニダードのイギリス法と移植インド固有法」(千葉正士編『アジア法の環境』(成文堂、1994年)所収)98頁。

²⁶ http://www.nyulawglobal.org/globalex/Dominican_Republic1.html

ア法)の影響が強くなっていった²⁷。「合衆国法典」(United States Code (U.S.C.)) タイトル 48 は、米国の海外領土について規定しているが、その第 4 章がプエルトリコについての諸規定となっている。プエルトリコは、米国連邦法及び判例法が英語以外の言語(スペイン語)で実施される唯一の地域である。そのため、プエルトリコの弁護士は、米国連邦裁判所では英語を、プエルトリコの裁判所ではスペイン語を、使用できる必要がある。

5 ラテンアメリカ諸国法の影響・継受

ラテンアメリカ諸国の法制度が他の米州諸国・地域の法制度に及ぼした影響も小さくない。その例として、チリ民法典がある。アンドレース・ベリョ²⁸により起草されたチリ民法典は、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで約 160 年にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。フランスの 1804 年民法典等の影響を受けて 1855 年に制定されたチリ民法典は、ラテンアメリカで制定された民法典として先駆的なものであった。旧宗主国スペインの民法典編纂作業が遅れていたこともあって、チリ民法典は、エクアドルの 1860 年民法典、エルサルバドルの 1859 年民法典、ベネズエラの 1862 年民法典、ニカラグアの 1867 年民法典、ホンジュラスの 1880 年民法典、コロンビアの 1871 年民法典及びその他のラテンアメリカ諸国の民法典に大きな影響を与えた²⁹。

VI 米州の一部の国が直面している問題

1 軍政における弾圧と相次ぐ政変

米州では、過去から現在に至るまで、軍政における弾圧と相次ぐ政変(クーデター、内戦、革命等)に悩まされてきた国が多い。例えば、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア、エクアドル、パナマ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、ドミニカ共和国、ハイチ、スリナム、キューバ、ベネズエラ等である。軍政における弾圧と相次ぐ政変に伴い、多数の人命が失われたほか、憲法改正や新憲法制定が行われたりする等、法制度にも大きな影響を与えた。

例えば、チリでは、1932 年以降は民主的政権交代が続いていたが、1970 年にサルバドール・アジェンデの社会主義政権が成立し、主要産業の国有化、銅山の接収等が行われて以降は、経済危機に陥った。その結果、1973 年 9 月 11 日のクーデターにより、アウグスト・

²⁷ 1904 年 3 月 10 日の「大統領への公式報告書」によると、当時のプエルトリコ法においてスペイン法の影響が残っているものは、商法典及び担保法の 2 つしか無かった。他の法律は全て、米国法をモデルとしているといわれていた(前掲『占領と憲法』130~131 頁)。

²⁸ アンドレース・ベリョ(Andres Bello)については、中川・前掲書を参照。

²⁹ 中川和彦著「チリー八五五年民法典とアンドレース・ベリョ(三完)」(『成城法学 47 号』(成城大学法学会、1994 年)所収)22~23 頁。黒木三郎・奥山恭子著「ラテンアメリカ諸国における法および法学界の動向」(『比較法学 17 巻 1 号』(早稲田大学比較法研究所、1983 年)所収)111 頁。

ピノチェトの軍事独裁政権が発足した。軍事独裁政権の下では、反政府勢力や一般市民に対する厳しい弾圧が行われた。アジェンデからピノチェトに続く時代における死者・行方不明者数は3,000人以上、拷問等による被害者数は40,000人以上、国外に亡命を強いられた者は100万人以上といわれている。その後、1990年に民政移管が実現し、エイルウィンが大統領に就任した。チリの1980年憲法は、ピノチェトのクーデター後に制定されたものであり、ピノチェトの軍事独裁を可能にするため、大統領に強大な権限を認めるものであった。しかし、民政移管後は、大統領の権限はある程度縮小された。

2 薬物問題

米州諸国が直面してきた大きな問題として、薬物問題がある。薬物は、単に薬物犯罪の増加を招くだけでなく、犯罪組織の資金源となっているほか、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題を生じさせている。

「白い三角地帯」と呼ばれるペルー、ボリビア及びコロンビアの3か国は、コカインの生産地として世界的に知られている。インカ帝国の時代から、人々は、日常生活において、コカの葉を噛んだり、コカの茶を飲んだりしていた。このことから分かりますとおり、コカインの生産地の人々にとって、コカインは医学的・社会的・宗教的な意味で身近な存在であり、現在でも、コカの栽培・生産に携わっている人々が多いといわれている³⁰。

しかし、コカイン生産をめぐる状況は、上記3か国とも同じというわけではない。1980年代におけるコカの栽培量は、ペルーが55%、ボリビアが35%、コロンビアが10%という比率であった。当時は、主にペルー及びボリビアで生産されたコカの葉がコロンビアに運ばれてコカインが精製され、米国に輸出されるという国際分業の図式であった。しかし、その後、コロンビアでのコカの栽培が増大し、2000年には70%を超える栽培面積を占めるようになった。これにより、コロンビア国内で、コカインの原料生産、精製、流通までが展開されるようになった。以上のように、いずれの時期においても、コロンビアがコカインの精製、流通の中心的な役割を果たしてきた理由は、コカインの最大消費地である米国に、3か国の中で最も地理的に近いという点にあるといえよう³¹。また、コロンビアにおけるゲリラ組織がコカイン産業を資金源としていたという点も指摘できる。

コロンビアにおけるコカイン産業の跋扈に厳然と立ち向かったのが、2002年の大統領選挙で勝利したウリベ大統領であった。ウリベ大統領は、国内における治安を最優先の政策課題とし、ゲリラ組織に対抗するため、軍・警察組織の増強、警察の手の届きにくい地域への1万人規模の志願兵の派遣、民間レベルの情報ネットワークの強化、有益な情報を提供した者に対する報奨金の付与、武装勢力に属する兵士への投稿の呼び掛け等を行った³²。

³⁰ 隅田陽介著「南米における薬物犯罪とその対策(1)」(『比較法雑誌 第33巻第1号』(日本比較法研究所、1999年)所収)145頁、147頁。

³¹ 二村久則著「コカイン産業」(『コロンビアを知るための60章』(明石書店、2011年)所収)175～176頁。

³² 二村久則著「ウリベ政権」(『コロンビアを知るための60章』(明石書店、2011年)所収)

これらの対策が功を奏し、ゲリラ組織は著しく弱体化した。また、麻薬犯罪対策として前政権が策定した「プラン・コロンビア」（軍事的な性格が強い政策）を継承する「第二プラン・コロンビア」（軍事的な性格より社会開発に重点を置いた政策）を掲げ、国内避難民対策等の人権問題にも配慮した政策を採用した³³。ウリベ政権の政策を継承するサントス政権においても上記の方向性は維持され、コロンビア政府は、警察によるコカ取引組織の壊滅に向けた厳しい措置をとる一方、薬物規制当局による啓蒙・教育活動等により薬物犯罪を撲滅させようと努力している。コロンビアで不法栽培の取締りが強化されたことにより、最近では、コロンビアにおけるコカイン生産量は大幅に減少しているといわれている。また、ペルー政府も、警察によるコカ取引組織の壊滅に向けた厳しい措置をとる一方、薬物規制当局による啓蒙・教育活動等により薬物犯罪を撲滅させようと努力している。

他方、薬物の生産・販売等がある程度認めようとする国も存在する。

例えば、ウルグアイでは、2013年12月、大麻（マリファナ）の一定の条件の下での生産・販売・購入が、世界で初めて合法化された。その結果、事前に登録した18歳以上のウルグアイ国内居住者は、1人あたり月に40グラムまでの大麻を薬局で購入でき、6株までで年間収穫量480グラムまでの自家栽培も認められている。

また、前述したように「白い三角地帯」の一角を占めるボリビアでは、全人口の約6～8%が、コカ又はコカインの生産に関係しているといわれている³⁴。ボリビアでは、憲法にも規定されているように、コカの生産等を全面的に禁止するのではなく、一定の範囲で合法とする政策が採用されている。

エクアドルでも、近時、薬物使用を非犯罪化する政策が採られるようになり、既に薬物使用で刑務所に入っていた囚人が多数釈放されている。このような政策の背景には、薬物使用者に必要なのは、正しい知識・情報、治療、リハビリであって、刑罰の執行ではないという考え方がある。

また、中米・カリブ海諸国の多くは、南米で生産された麻薬が米国に輸出される際の中継地となっている。その例として、ハイチやドミニカ共和国がある。ハイチやドミニカ共和国が麻薬の中継地となっている原因としては、①地理的位置（米国及びプエルトリコに近い）、②警察等の取締りが手薄であること、③政治家・軍人が麻薬組織と繋がっていること等が挙げられている³⁵。近時、これらの国では、国家麻薬総局が積極的に麻薬犯罪の摘発を実施しており、一定の成果を上げているが、抜本的に解決するまでには至っていない。

VII 小国・小地域の生き残り戦略

117頁。

³³ 二村久則著「プラン・コロンビア」（『コロンビアを知るための60章』（明石書店、2011年）所収）196～200頁。

³⁴ 森下忠著「ボリビアの麻薬戦争」（『判例時報 No.1468』（判例時報社、1993年）所収）19頁。

³⁵ 山岡加奈子編『ハイチとドミニカ共和国』（アジア経済研究所、2018年）168～169頁。

米州における小国・小地域は、その生き残りのため、さまざまな戦略を採っている。その多くは、タックス・ヘイブン（租税回避地）として有名であり、例えば、法人税が存在しない又は著しく低額となっている等の特色がみられる。タックス・ヘイブンには世界中から資金が押し寄せて来るため、金融機関が多く設立され、「オフショア金融センター」として機能しているところもある。また、リゾートホテルの立ち並ぶビーチや自然探索ツアー等の特色を生かして観光業に力を入れているところもあれば、パナマのように地理的位置を生かして経済発展を目指している国もある。多くの小国・小地域は、事実上、近隣の大国の庇護の下にあるため、軍隊を持つ必要性が無いというメリットを享受している。

このように小国・小地域がさまざまな生き残り戦略をとる理由としては、①もしそうしなければ大国に取り込まれてしまうという危機感が強いこと、②小国・小地域であるため思い切った法制度の変革を行いやすいこと、③大国のようにしがらみや失うものがあまり無いこと等の事情を挙げることができると思われる。

但し、最近では、脱税やマネー・ローンダリングに対する国際的規制が強化される傾向にあり、小国・小地域の生き残り戦略も難しい局面に差し掛かっているといえよう。

1 パナマ

1914年に完成したパナマ運河は、100年以上経過した現在でも問題なく利用されており、大西洋と太平洋を結ぶ運河としての重要性はますます高まっている。近時、貿易拡大による物量増大及び輸送効率向上のため、船舶はますます大型化する傾向にあるが、そのような傾向に対応するため、パナマ運河では、拡張工事、閘門の増設等の努力が続けられている。

また、パナマは、リベリアと並んで、「便宜置籍船国」³⁶として知られてきた。現在、パナマは、世界一の船舶登録数を誇っている。パナマの船舶登録制度によると、船舶所有者の国籍はパナマ国籍でなくてもよく、また、あらゆる国籍の船員の配乗が許容されている。パナマ船籍の各国の利用状況を見ると、日本が3分の1以上を占めて第1位となっており、日本商船隊の約7割がパナマを旗国としている³⁷。

さらに、記憶に新しいところでは、いわゆる「パナマ文書」の流出の問題があった。2016年4月、パナマの法律事務所「モサック・フォンセカ」(Mossack Fonseca) から大量の内部秘密資料が流出し、国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ) により、脱税、マネー・ローンダリング（資金洗浄）の温床といわれるタックス・ヘイブン（租税回避地）の利用実態が暴露されるという事件が起こった。

³⁶ 便宜置籍船の起源は、1922年に、米国の海運会社が、禁酒法の規制を避けるため、自社船をパナマ船籍に変更したことに始まるといわれている。その後は、低賃金で外国人船員を雇用し、船員の賃金コストを抑えることを目的として、労働法規制の緩いパナマ船籍に変更する等、さまざまな目的に利用されてきた。

³⁷ 『諸外国の海運関係施策』（日本海事センター、2012年）135・139頁。

パナマの株式会社法は、形式面では、比較的条文の数が少なく、解釈による補充を要するケースが多いという特色がある。また、内容面では、次のような特色がある。

第1に、株式会社が発行する株式を無記名式とし、取締役等としてパナマの弁護士を指定すれば、会社を実質的に支配する者を調査・確認することは、事実上困難である。このため、パナマで登記されている株式会社の大部分は、外国人・外国企業のペーパーカンパニーとして利用されている。

第2に、いわゆる「能力外の理論」（会社の権利能力は、定款に記載された会社の目的によって制限され、目的外の行為は無効とされる理論）は、パナマでは適用されておらず、パナマの株式会社は、定款に記載されていない事業についても行うことができるとされている。

第3に、いわゆる「法人格否認の法理」（法が会社を独立の法的主体として法人格を認めたい趣旨に反して、法人格を濫用し、又は法人格が全くの形骸にすぎない場合、特定の事案・法律関係に限って、法人格を否認し、事案の公正な解決を図ろうとする理論）は、パナマにおいては適用されない。もし、パナマで、法人格否認の法理を適用することとすると、パナマで登記されている株式会社の大部分であるペーパーカンパニーの法人格が否認されてしまい、パナマの国益に反するからである。

第4に、パナマでは、日本と比べて、株式会社の設立が極めて容易な制度となっている。例えば、株式を1株ずつ引き受けた2名の発起人（通常は、依頼を受けた法律事務所の弁護士2名が発起人となる）が署名した定款が商業登記簿に登記されるだけで、会社の設立は完了する。資本金の払込み、取締役の選任等が行われていなくても、株式の発行は可能である。会社設立後は、一人会社も認められる。取締役は3名以上必要であるが、国籍及び居住地がどこであるかは問わない。日本のように会社設立手続きが複雑かつ長期間にわたるのとは対照的である³⁸。

パナマの株式会社法に以上に述べた特色があることのほか、租税負担が軽いこと（例えば、パナマで課税される所得は、パナマ国内源泉所得に限られ、パナマ国外源泉所得には課税されない）等の要因により、外国人・外国企業がパナマで株式会社を設立し、ペーパーカンパニーとして利用することが多いといわれている。

2 英領ヴァージン諸島

カリブ海には、「タックスヘイブン」（租税回避地）、「オフショア金融センター」として知られる国・地域が少なくない。例えば、バハマ、バルバドス、ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ等である。これらの多くは英国の旧植民地又は海外領土であり、英国の法制度の影響が大きいという共通した特色を有する。ここでは、一つの例として、英領ヴァージン諸島（英語では「British Virgin Islands」。以下「BVI」という）の生き残り戦略を紹介する。

³⁸ 馬木・前掲書3～5頁。

BVI は、英国海外領土 (British Overseas Territory) の一つである。BVI は、従前から、「タックスヘイブン」(租税回避地)、「オフショア金融センター」として知られ、英国ロンドンのシティを中心とするタックスヘイブン・ネットワークの中でも主要なものの一つである。2013 年における BVI への海外直接投資は約 920 億ドルであり、米国、中国及びロシアに次ぐ第 4 位であった³⁹。

BVI は、約 3 世紀にわたり英国の支配下にあり、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。BVI には自治権が認められているため、BVI 議会は、外交、防衛及び治安を除き、英国とは異なる法令を独自に制定することが可能である。実際には、BVI 議会が多くの法令を制定しており、それら法令の多くは、英国の法令をモデルとしている。BVI の法令は、BVI 政府の管理するウェブサイト⁴⁰において、英語で検索・調査することができる。また、英国政府によって公布される制定法である枢密院勅令も、BVI に適用される。成文化された法令等が無い場合、コモン・ロー及びエクイティも法源となる。英国及び他のコモン・ロー諸国における判例は、BVI の訴訟においても、参照される。

このように、BVI の法制度が英国の法制度に基盤を置いていることは、公用語が英語であること、会社設立等に関するサービスのインフラが整っていること、及び BVI は政治的・社会的に安定していること等とあいまって、BVI がオフショア金融センターとしての地位を確立することに貢献してきた。

従前、BVI では、1984 年国際事業会社法に基づき、国際事業会社 (International Business Company, IBC) という形態の会社が認められていた。IBC は、BVI 居住者との間で取引を行うこと及び BVI の不動産を保有することはできないものであったが、秘匿性が高く、所得税等の税金が免除されていた等のことから、外国投資家により活発に利用され、BVI を「オフショア金融センター」の地位にまで押し上げた。しかし、OECD 等から、IBC と国内会社とを同列に取り扱うよう求められたため、BVI 政府は対応を余儀なくされた。

そこで、IBC 法に取って代わるものとして新たに制定されたのが、2004 年 BVI 事業会社法 (British Virgin Islands Business Companies Act 2004, BCA) である⁴¹。BCA は、① company limited by shares、② company limited by guarantee authorised to issue shares、③ company limited by guarantee、④ unlimited company without shares、⑤ unlimited company with shares といったさまざまな種類の企業について規定している。上記①の企業が最も利用が多く、全体の 99.86%を占めている⁴²。

最も利用の多い上記①の会社 (company limited by shares) についてみると、株主及び

³⁹ 前掲『エピソードで読む 世界の国 243』109 頁。

⁴⁰ <http://www.bvi.gov.vg/file-type/legislation?page=6>

⁴¹ 「BVI 事業会社法」は、さらに 2006 年に改正されている。

<https://bvi.gov.vg/sites/default/files/resources/BVI%20Business%20Companies%20%28Amendment%29%20Act%202006.pdf>

⁴²

https://www.bvifsc.vg/sites/default/files/documents/Statistical%20Bulletins/q2_2018_statistical_bulletin.pdf

取締役は1名以上で、個人でも法人でもよく、BVI居住者であるか否かや国籍を問わない。株主及び取締役の詳細は公開されない。最低資本金に関する制限はなく、BVIでの年度会計監査を義務付ける法規定もない。株主総会は年1回以上開催しなければならないが、場所を規制する法規定はない⁴³。

BVI法人は、中国企業がしばしばビジネススキームに香港法人やケイマン諸島法人とともに組み込んで利用することで有名である⁴⁴。中国からタックスヘイブン（香港、マカオ、シンガポール、ケイマン諸島、BVI及びバミューダ）への外国直接投資の大部分は、中国への外国直接投資として戻ってくると指摘されている⁴⁵。中国企業が（場合により香港を通じて）BVI法人を活用していることは統計にも表れており、例えば、2017年におけるBVIから中国への海外直接投資の実行額は約40億ドルであり、香港及びシンガポールに次ぐ第3位であった⁴⁶。また、香港証券取引所に上場している企業のうち、BVIを含むオフショア企業の占める割合は約73%にのぼる。

なぜ、中国企業が好んでBVI法人を利用するのかといえば、BVI法人にはさまざまなメリットがあるからである。BVI法人のメリットとしては、①所得税が0%であること、②登記内容の機密保持性が高いこと（株主の情報等）、③設立手続が簡単・迅速であること⁴⁷、④設立及び維持のためのコストが低いこと、⑤外貨管理規制が緩やかであること、⑥会計監査を受ける必要が無いこと等が挙げられる。

税務上のメリットについて付言すると、BVIには、会社及び個人に対する所得税、付加価値税、売上税、キャピタルゲイン税、贈与税及び相続税が存在しない。BVI政府の歳入は、輸入関税、賃金税、印紙税、土地税、家屋税のほか、会社・ファンド・パートナーシップ等に対する政府手数料等でまかなわれている。実際、2018年6月30日時点で、BVIには約41万7,000社の事業会社（Business Company）があり⁴⁸、その登録・免許料だけで、BVIの政府収入のほぼ半分を占めている⁴⁹。なお、BVIは、欧州連合（EU）や経済協力開発機構（OECD）との間の情報共有体制に合意しており、多くの国との間で税に関す

⁴³ 『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』（財団法人 社会安全研究財団、2010年）37～38頁。

⁴⁴

<https://www.campbellslegal.com/wp-content/uploads/2019/03/Why-More-Chinese-Businesses-Are-Choosing-The-BVI-For-Offshore-Investment-A-Move-To-Quality.pdf>

⁴⁵ 本庄・前掲書 584頁。

⁴⁶ 21世紀中国総研編『中国情報ハンドブック[2018年版]』（蒼蒼社、2018年）334頁。

⁴⁷ BVIまで行かなくても、香港の代行業者に委託して、BVI法人の設立を行うことが可能である。香港では、BVI法人の設立や銀行口座の開設を中国語や日本語でサポートする代行業者が多数存在する。

⁴⁸

https://www.bvifsc.vg/sites/default/files/documents/Statistical%20Bulletins/q2_2018_statistical_bulletin.pdf

⁴⁹ 前掲『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』29頁。

る情報交換の二国間合意を締結している。

2016年4月のパナマ文書公開が世界中の注目を集めてからは、タックスヘイブンに対する風当たりが強くなった。2017年12月にEUが公表した租税に関するブラックリストにはBVIは含まれていなかったが、経済的実態を反映しない利益移転を促進しているとしてグレーリストに含められてしまった。また、2018年11月にOECDが公表した「無税又は名目税率を採用している国・地域に対する実質的な経済活動要素の適用の再開—BEPSに関する包括的枠組み：行動計画5」で定められた基準に合わせる必要があった。その結果、BVIは、2018年12月に「経済的実態（会社及びリミテッドパートナーシップ）法」を成立させた（2019年1月1日施行）。同法によると、銀行、保険、海運、金融・リース、ファンドマネジメント、統括本部、持株、知的財産事業、物流・サービスセンターといった関連活動を行うBVI法人（但し、税務上の居住地がBVIである会社及びリミテッドパートナーシップに限る）は、経済的実態（例えば、BVI現地でオフィスを設置している等）を有している必要がある。経済的実態の要件に違反した場合は5,000米ドルから50,000米ドル（違反状態が継続している場合は10,000米ドルから400,000米ドル）のペナルティが課される可能性がある。今後も、BVIにおける法規制の動向に注意を要するほか、場合によっては、スキームの見直し等の対応を迫られる可能性がある⁵⁰。

VIII おわりに

「世界の法制度〔米州編〕」の執筆のエネルギーとなったのは、一言で言えば、「好奇心」であるが、予想外の効果もあった。それは、外国の法制度を調べることによって、日本の法制度を異なる視点から客観的に見つめ直すことができ、筆者自身、非常に勉強になったということである。

米州の法制度は、現在も大きく変化し続けている。例えば、2019年4月10日に新憲法が公布・施行されたキューバでは、今後、さまざまな法制度改革が行われると予想される。また、米中貿易戦争や新型コロナウイルス感染症の問題が、米州諸国・地域の経済のみならず法制度に対しても影響を及ぼす可能性がある。米州諸国・地域の法制度の動向には、引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.2』、『同 Vol.48 No.3』、『同 Vol.48 No.4』（国際商事法研究所、2020年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第34回 総括（1）」、「世界の法制度〔米州編〕第35回 総括（2）」、「世界の法制度〔米州編〕第36回 総括（3）」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因し

⁵⁰ <http://www.ccm.com.hk/2019/06/preparation-for-offshore-company-maintenance.html>



て読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。